

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 3

【根拠条文】

法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号

【報告義務発生日】

平成 18 年 6 月 30 日

【提出日】

平成 18 年 7 月 12 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1 名

【提出形態】

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社マンダム
会社コード	4917
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	大阪府中央区十二軒町 5 番 12 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	サウスイースタン アセット マネージメント インク (Southeastern Asset Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー 6410 番地 スイート 900
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1975年8月15日
代表者氏名	アンドリュウ・アール・マッキヤロル
代表者役職	副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 山本直道
電話番号	(03) 5157-2700

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図るための有価証券等への投資の一部であり、純投資を目的としている

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			962,000
新株予約権証券(株)	A		F 0
新株予約権付社債券(株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計(株)	K	L	M 962,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0株		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 962,000株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0株		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年6月30日現在）	Q	24,134,606株
上記提出者の 株券等保有割合（%） （ $Q/(P+Q) \times 100$ ）		3.99%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		7.50%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

SOUTHEASTERN ASSET
MANAGEMENT, INC.

POWER OF ATTORNEY

Southeastern Asset Management, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 3rd day of January, 2005.

Southeastern Asset Management, Inc.

By: Andrew R. McCarroll

Title: Vice President

Name: Andrew R. McCarroll

INVESTMENT ADVISOR TO:



LONGLEAF
PARTNERS FUNDS

6410 POPLAR AVENUE • SUITE 900 • MEMPHIS, TENNESSEE 38119 • (901) 761-2474

<訳文>

委 任 状

サウスイースタン アセット マネージメント インク (以下「当社」という。)は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士小野雄作及び弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月3日本委任状に適式に署名する。

サウスイースタン アセット マネージメント インク

(署 名)

アンドリュー・アール・マツキャロル
副社長

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作

